

審 第 1 7 4 2 号

答 申 第 5 0 8 号

平成30年11月27日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年10月12日付け精医セ第319号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第701号

平成28年9月2日付けで審査請求人から提起された、平成28年8月18日付け精医セ第249号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月18日付け精医セ第249号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきであり、開設三十周年記念誌（以下「本件記念誌」という。）及び本件記念誌の送付状について開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成28年7月20日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターの30周年記念のイベントに関する情報一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、プレスリリース、参加機関・参加者と文書、参加機関・参加者からの文書、出席者の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれらに相当する文書、贈与等報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、配布資料、記念誌、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

少なくとも、千葉県精神科医療センターと精神保健福祉センターは担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、以下の文書を特定した。

- (1) 三十周年記念行事について（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 平成27年度 第2回三十周年記念行事実行委員会（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 平成27年度 第3回三十周年記念行事実行委員会 次第（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 平成27年度 第4回三十周年記念行事実行委員会 次第（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）開設三十周年記念式典 次第（以下「本件対象文書5」という。）
- (6) 平成27年8月31日支払の支出証拠書類（以下「本件対象文書6」という。）
- (7) 平成27年12月4日支払の支出証拠書類（以下「本件対象文書7」という。）
- (8) 平成28年4月8日支払の支出証拠書類（以下「本件対象文書8」という。）
- (9) 旅費（以下「本件対象文書9」といい、本件対象文書1から同8と併せて以下「本件各対象文書」という。）

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成28年9月2日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は全て開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、条例第8条第2号にも第3号にもともに該当しないか、たとえ該当したとしても、同号ただし書全てに該当する。

3 反論書の要旨

(1) 不存在に対する審査請求を受けた後の対応について

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、不存在の審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 文書の特定

ア 開示文書にはその存在が記載されているにもかかわらず、三十周年記念行事実行委員会の第5回目以降の分が特定されていない。

イ 旅費についての支出が記載されている文書が特定されているものの、当該旅費に係る支出関連文書が特定されていない。

ウ 三十周年記念行事当日の文書（写真や動画や音声も含む）や記念誌の配布・発送等に関する文書が何ら特定されていない。

エ 担当課に問い合わせたところ、本件記念誌自体は、千葉県立中央図書館に所蔵されることが決まっており、条例の対象ではないため、開示しなかったとの回答を得た。恐らくは、条例第2条第2項第1号又は第2号により、行政文書に該当しないと判断されたものであるが、開示請求の時点でも、審査請求の時点でも、弁明書作成の時点でも、本書面作成の時点でも、いずれも、本件記念誌が同図書館等に納入されておらず（資料1略）、市販もされていない。そして、何よりも、

同図書館は、「県の文書館、博物館その他の規則で定める施設」ではなく、同図書館で本件記念誌が販売されるわけではないこと、他の実施機関では、条例の規定に基づく開示請求に対しても、同図書館に所蔵されている書籍も開示されたことがある（千葉県知事の平成27年7月29日付けの本件審査請求人に対する行政文書不開示決定処分（精保セ第211号））。さらには、多くの独立行政法人等のホームページ上では、開示請求の対象となっている法人文書のリストに、記念誌が含まれている。

したがって、本件記念誌については、全部を開示すべきである。

（3）不開示部分の不開示情報非該当性

ア 条例第8条第2号非該当性

招待者の氏名は、公立病院の記念式典の出席者について説明責任があり公表慣行があるから、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書イに該当する。本件の公金支出は食糧費の支出を伴っているため、同号ただし書ニに該当する。

また、公務員や独立行政法人等職員や地方独立行政法人職員であれば、公務員の職務遂行情報として同号ただし書ハに該当する。

住所・郵便番号は、招待者個人のものか勤務先のものかが明らかでないが、勤務先のものであれば公になっている情報であり、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書イに該当する。

職業、勤務先名、職名及び出席等に関する意思表示は、そもそも、個人に関する情報ではないため、条例第8条第2号に該当しない。たとえ該当したとしても公立病院の記念式典の出席者について説明責任があり公表慣行があるから、同号ただし書イに該当する。本件の公金支出は食糧費の支出を伴っているため、同号ただし書ニに該当する。また、公務員や独立行政法人等職員や地方独立行政法人職員であれば、公務員の職務遂行情報として同号ただし書ハに該当する。

支払業者の従業員の印影は、監査請求や住民訴訟において証人として呼ぶことができるようにするためにも、条例第8条第2号に該当しないか、たとえ該当したとしても説明責任があり公表慣行があるから同号ただし書イに該当するし、

情報公開請求に対しては開示すべきである。

したがって、いずれも、開示すべきである。

なお、本件のような行事は、その性質から一般的に監査請求や住民訴訟が多く起こされており、説明責任は高まる。

イ 条例第8条第3号非該当性

本件業者は、いずれも、一般の者であっても、取引することが可能であり、ただ当該業者と取引をすれば入手できる情報である。そのような性質の情報は、対外的に公表することを予定された情報であるとみるべきである。

そして、監査請求や住民訴訟では、印影の有無や金融機関の口座情報が有力な証拠ともなることがあることは言うまでもないことである。

したがって、いずれも、公になっても当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあるとは言えず、条例第8条第3号には該当せず、開示すべきである。

なお、本件のような行事は、その性質から一般に監査請求や住民訴訟が多く起こされており、説明責任は高まる。

(4) 反論書の提出期限について

弁明書副本の送付書（審査請求人用）の作成日が平成28年10月3日であり、同送付書及び弁明書の発送日が翌4日であり、審査請求人の手許に届いた日付が翌5日であるにもかかわらず、本件担当課が反論書の提出期限を平成28年11月3日とし、さらに必着としたことは、公平の観念に反する。そして、実施機関が書類を作成してから発送するまでの期間、発送されてから審査請求人に届くまでの期間、審査請求人が反論書等を発送して担当課に届くまでの期間を当然、考慮して、反論書提出期限を設定すべきである。今後はこのようなことがないように、審査会には、附言を頂きたい。

(5) 本件記念誌の不開示は通知すべきであること

原処分では、何という名称の文書がどういう理由でどの条文（条例第2条第2項のどの号か、又は、条例第2条第2項に該当するか第32条に該当するか等）に該当するとして本件記念誌が情報公開の対象とならなかったかが、通知書、弁明書のいずれにおいても、全く明らかになっていない。本件では、開示文書の内容から本件記念誌の存在が確認できるため、情報公開の対象とは判断されなかったことが

明らかであったが、今後も情報公開の対象とならない文書についても開示文書の内容からその存在すべてが明らかになるとは限らない。したがって、本件や本件同様の件では、却下通知や不開示通知等をすべきである。今後はこのようなことがないように、審査会には、附言を頂きたい。

第4 実施機関の弁明要旨

1 対象行政文書の特定について

実施機関は、本件請求を受けて上記第2の3のとおり、9件の対象文書を特定し、本件決定を行った。

2 対象行政文書の内容

本件対象文書1から同5までの文書は、センターにおける、三十周年記念行事を開催するに当たり行った実行委員会及び行事当日の次第であり、本件対象文書6は招待状の印刷に係る支出証拠書類、本件対象文書7は会場の借上げに係る支出証拠書類、本件対象文書8は本件記念誌の印刷に係る支出証拠書類であり、本件対象文書9は式典当日に会場までの旅費を請求している者の一覧である。

3 処分の理由（部分開示の理由について）

（1）不開示部分について

本件各対象文書で不開示とした部分

本件対象文書2から同5中、招待者の氏名、住所、郵便番号、職業、勤務先名、職名、出席等に関する意思表示及び本件対象文書6から同8中、支払業者の従業員の印影については、条例第8条第2号に該当するとして、さらに本件対象文書6から同8中、支払業者の登録印鑑の印影、当該業者の取引先金融機関名・預金種別及び預金口座番号については、条例第8条第3号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

（2）条例第8条第2号該当性について

本件対象文書2から同8に記載の、招待者の氏名、住所、郵便番号、職業、勤務先名、職名、出席等に関する意思表示及び支払業者の従業員の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

(3) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書6から同8に記載の、支払業者の登録印鑑の印影は、請求等の重要書類に使用されるものであって、公にされると、偽造されること等により、事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあり、また、取引先の金融機関名・預金種別及び預金口座番号は、法人の内部に関する情報であって、公にされると事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため、それぞれ不開示とした。

4 弁明の理由

(1) 審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、センターには特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号及び第3号に該当しない。

また、たとえ該当したとしても、条例第8条第2号及び第3号のただし書全てに該当する旨主張する。

しかしながら、本件各対象文書に記載の不開示部分は、個人に関する情報及び法人に関する情報であることから、条例第8条第2号及び第3号にそれぞれ該当する。

また、条例第8条第2号ただし書イロハニ、条例第8条第3号ただし書のいずれにも該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、上記第2の3のとおりであり、実施機関は、本件対象文書1及び同9については、その全部を開示し、本件対象文書2から同5については、個人に関する情報について、条例第8条第2号に該当するとして不開示とし、本件対象文書6から同8までの文書については、個人に関する情報及び法人等に関する情報について、同条第2号又は第3号に該当するとして不開示とする決定を行っている。

2 本件決定について

審査請求人は、本件決定を取り消して、請求した情報は、全て開示するよう主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性を、以下検討する。

(1) 条例第8条第2号該当性

ア 本件対象文書2から同4の不開示部分について

実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報は、以下のとおりである。

本件対象文書2 資料1の一覧表中の「区分」、「名前」、「所属」、「住所」、「郵便番号」の各欄に記載された情報

本件対象文書3 招待者名簿中の「区分」、「氏名」、「所属」、「住所」、「郵便番号」の各欄に記載された情報

本件対象文書4 一覧表中の「区分」、「名前」、「所属」、「住所」、「郵便番号」、「出席」、「報告会」、「講演会」、「祝賀会」、「写真」、「入金」の各欄に記載された情報

別紙2の出欠確認中のNo. 29の名前欄に記載された情報

祝賀会座席表中の「来賓」、「OB」の各欄に記載された情報

30周年記念式典リハーサル中の「担当」欄に記載された情報

(ア) 本件対象文書2

当審査会が本件対象文書2の資料1の一覧表（以下「本件名簿1」という。）を見分したところ、実施機関が不開示とした区分欄には、各招待者の「職名」、名前欄には、各招待者の「氏名」、所属欄には、各招待者の「勤務先の名称」及び「その他抽象的な情報」、住所欄には、各招待者の「住所又は勤務先の所在地」及び「その他抽象的な情報」並びに郵便番号欄には、各招待者の「住所地又は勤務先の所在地の郵便番号」及び「その他抽象的な情報」がそれぞれ記載されていることが認められた。

上記情報のうち、各招待者の職名、氏名、勤務先の名称、住所又は勤務先の所在地及び住所地又は勤務先の所在地の郵便番号は、各招待者の個人に関する

情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、当審査会が確認したところ、各招待者の中には、同号ただし書ハに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）が含まれていることが認められた。

この点、本件名簿1は、センターの三十周年記念式典に関係者を招待する際に作成されたものであり、そこに記載されている公務員等の情報は、過去にセンターに所属していた者が含まれるなど、過去の所属又は現所属における職務の関わりから、関係者として本件名簿1に記載されたものと認められる。

そうすると、本件名簿1に記載された公務員等の職名、氏名、勤務先の名称、勤務先の所在地及び勤務先の所在地の郵便番号は、本件名簿1が有する性質に鑑みると、本件名簿1に記載された公務員等の過去の所属又は現所属の職務の遂行と密接に関連する情報と解されることから、同号ただし書ハに該当する。

また、当審査会が確認したところ、本件請求時には、本件記念誌は千葉県立中央図書館に配架されることが予定されており、本件名簿1のNo. 1、2及び9に記載された招待者の氏名が掲載されていることが認められた。

そうすると、本件記念誌に掲載された招待者の氏名については、個人に関する情報ではあるが、慣行として公にすることが予定されている情報として同号ただし書イに該当する。

他方、その他抽象的な情報については、この情報自体では特定の個人を識別できるものとは認められず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められない。

以上のことから、上記情報のうち、公務員等である招待者の職名、氏名、勤務先の名称、勤務先の所在地及び勤務先の所在地の郵便番号、本件記念誌に掲載されている招待者の氏名並びにその他抽象的な情報については、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 本件対象文書3

当審査会が本件対象文書3の招待者名簿（以下「本件名簿2」という。）を見分したところ、実施機関が不開示とした区分欄には、各招待者の「職名」、氏名欄には、各招待者の「氏名」、所属欄には、各招待者の「勤務先の名称」及び「その他抽象的な情報」、住所欄には、各招待者の「住所又は勤務先の所在地」及び「その他抽象的な情報」並びに郵便番号欄には、各招待者の「住所地又は勤務先の所在地の郵便番号」及び「その他抽象的な情報」がそれぞれ記載されていることが認められた。

上記情報のうち、各招待者の職名、氏名、勤務先の名称、住所又は勤務先の所在地及び住所地又は勤務先の所在地の郵便番号は、各招待者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、当審査会が確認したところ、各招待者の中には、公務員等が含まれていることが認められた。

この点、本件名簿2は、センターの三十周年記念式典に関係者を招待する際に作成されたものであり、そこに記載されている公務員等の職名、氏名、勤務先の名称、勤務先の所在地及び勤務先の所在地の郵便番号は、上記（ア）で検討したとおり、同号ただし書ハに該当する。

また、当審査会が確認したところ、本件記念誌には、本件名簿2のNo. 4、5及び12に記載された招待者の氏名が掲載されていることが認められた。

そうすると、本件記念誌に掲載された招待者の氏名については、上記（ア）で検討したとおり、同号ただし書イに該当する。

他方、その他抽象的な情報については、この情報自体では特定の個人を識別できるものとは認められず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められない。

以上のことから、上記情報のうち、公務員等である招待者の職名、氏名、勤務先の名称、勤務先の所在地及び勤務先の所在地の郵便番号、本件記念誌に掲載されている招待者の氏名並びにその他抽象的な情報については、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とする

ことが妥当である。

(ウ) 本件対象文書4

- a 当審査会が本件対象文書4の一覧表（以下「本件名簿3」という。）を見分したところ、実施機関が不開示とした区分欄には、各招待者の「職名」、名前欄には、各招待者の「氏名」、所属欄には、各招待者の「勤務先の名称」及び「その他抽象的な情報」、住所欄には、各招待者の「住所又は勤務先の所在地」及び「その他抽象的な情報」、郵便番号欄には、各招待者の「住所地又は勤務先の所在地の郵便番号」及び「その他抽象的な情報」、出席、報告会、講演会及び祝賀会欄には、各招待者の「各行事の出席の有無」及び「その他抽象的な情報」、写真欄には、各招待者の「写真の提供の有無」及び「その他抽象的な情報」並びに入金欄には、各招待者の「入金の有無」及び「その他抽象的な情報」がそれぞれ記載されていることが認められた。

上記情報のうち、各招待者の職名、氏名、勤務先の名称、住所又は勤務先の所在地及び住所地又は勤務先の所在地の郵便番号は、各招待者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、当審査会が確認したところ、各招待者の中には、公務員等が含まれていることが認められた。

この点、本件名簿3は、センターの三十周年記念式典に関係者を招待する際に作成されたものであり、そこに記載されている公務員等の職名、氏名、勤務先の名称、勤務先の所在地及び勤務先の所在地の郵便番号は、上記(ア)で検討したとおり、同号ただし書ハに該当する。

また、当審査会が確認したところ、本件記念誌には、本件名簿3のNo. 1、2及び9に記載された招待者の氏名が掲載されていることが認められた。

そうすると、本件記念誌に掲載された招待者の氏名については、上記(ア)で検討したとおり、同号ただし書イに該当する。

他方、その他抽象的な情報については、この情報自体では特定の個人を識別できるものとは認められず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められない。

以上のことから、上記情報のうち、公務員等である招待者の職名、氏名、

勤務先の名称、勤務先の所在地及び勤務先の所在地の郵便番号、本件記念誌に掲載されている招待者の氏名並びにその他抽象的な情報については、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- b 次に、各行事の出席の有無、写真の提供の有無及び入金の有無については、当該行事への参加、写真の提供及び入金意思表示という個人の内心に関する情報であることから、各招待者の氏名等が開示されている場合においては、公にすることにより、各招待者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、本件決定において、招待者の氏名等が開示とされている者については、これらを開示しても各招待者の権利利益を害するおそれは認められない。

他方、本件記念誌に掲載された招待者及び公務員等である招待者については、同号ただし書イ又はハの規定により、氏名等が開示されることとなる。

この点、公務員等である招待者の各行事の出席、写真の提供及び入金の有無については、各招待者が任意で決めることであって、職務としての活動とは言えないことから、公務員等である招待者については、公務員等の職務遂行に関する情報とは認められず、同号ただし書ハには該当しない。

また、本件記念誌に掲載された招待者の各行事の出席の有無については、本件記念誌の内容から明らかであることから、慣行として公にすることが予定されている情報として、同号ただし書イに該当する。

以上のことから、上記情報のうち、公務員等である招待者の各行事の出席の有無、写真の提供の有無及び入金の有無並びに本件記念誌に掲載された招待者の写真の提供の有無については、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については、開示すべきである。

なお、本件名簿3中、No. 229の招待者の情報が欠落していることが認められるものの、本件名簿1及び同2との照合をした結果、本件名簿3を

作成した際に誤って抜け落ちたものと推認され、これ以外の文書の存在は認められなかった。

- c 当審査会が本件対象文書4の出欠確認を見分したところ、実施機関が不開示とした名前欄には、派遣業者の従業員の氏名が記載されていることが認められた。

上記情報は、当該従業員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

- d 当審査会が本件対象文書4の祝賀会座席表を見分したところ、実施機関が不開示とした来賓及びOB欄には、各招待者の氏名がそれぞれ記載されていることが認められた。

上記情報は、各招待者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、当審査会が確認したところ、各招待者の中には、公務員等が含まれていることが認められた。

この点、祝賀会座席表に記載されている公務員等である招待者の氏名を公にすると、当該公務員等の祝賀会への出席の有無が明らかになることから、祝賀会座席表に記載されている公務員等である招待者の氏名は、上記bで検討したとおり、不開示とすべき情報である。

また、当審査会が確認したところ、本件記念誌には、祝賀会座席表中に記載された招待者の氏名が掲載されていることが認められた。

そうすると、本件記念誌に掲載された招待者の氏名については、上記(ア)で検討したとおり、同号ただし書イに該当する。

以上のことから、上記情報のうち、本件記念誌に掲載された招待者の氏名については、開示すべきであるが、その余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

e 当審査会が本件対象文書4の30周年記念式典リハーサルを見分したところ、実施機関が不開示とした担当欄には、派遣業者の従業員の氏名が記載されていることが認められた。

上記情報は、上記cで検討したとおり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 本件対象文書5の不開示部分について

当審査会が本件対象文書5を見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、中締めを行った者の役職及び氏名並びにセンターの開催したセミナーと講座の講師・パネリストの氏名及び役職であることが認められた。

上記情報は、当該中締めを行った者又は講師・パネリストの個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、当審査会が確認したところ、本件記念誌には、上記情報が掲載されていることが認められた。

そうすると、上記情報は、上記(ア)で検討したとおり、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 本件対象文書6から同8の不開示部分について

実施機関が同号に該当するとして不開示とした情報は、以下のとおりである。

本件対象文書6 平成27年7月9日付け御見積書に記載された法人の
従業員の印影

本件対象文書7 平成27年10月17日付けご請求書及び同日付け
お見積り書に記載された法人の従業員の印影

本件対象文書8 平成28年2月24日付け御見積書及び平成27年
12月22日付け御見積書に記載された法人の従業員の
印影

上記情報は、いずれも当該法人の従業員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第8条第3号該当性

実施機関が、同号に該当するとして不開示とした情報は、次のとおりである。

以下、法人の取引金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人を「口座情報」という。

本件対象文書6 (振替兼) 支出回議書中の法人の口座情報

平成27年7月23日付け請求書中の法人の登録印鑑の
印影及び口座情報(口座名義人を除く。)

平成27年7月25日付け納品書中の法人の登録印鑑の
印影及び口座情報(口座名義人を除く。)

平成27年7月9日付け御見積書中の法人の登録印鑑の
印影

本件対象文書7 (振替兼) 支出回議書中の法人の口座情報

平成27年10月17日付けご請求書中の法人の登録印鑑
の印影及び口座情報

平成27年10月17日付けお見積り書中の法人の登録
印鑑の印影及び口座情報

本件対象文書8 (振替兼) 支出回議書中の法人の口座情報

平成28年3月30日付け請求書及び納品書中の法人の
登録印鑑の印影及び口座情報(口座名義人を除く。)

平成28年2月24日付け、平成27年12月22日付け
及び同年同月25日付け御見積書中の法人の登録印鑑の印影

ア 法人の登録印鑑の印影

法人の登録印鑑の印影は、当該文書が当該法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印鑑は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、当該法人に関する情報であって、公にすると当該法人の印影が偽造等されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書に該当する旨主張するが、上記情報が、人

の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にする必要がある情報とは認められない。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法人の口座情報

口座情報は、法人の内部管理に属する重要な情報であることは否定できないが、本来、このような情報の取り扱いには当該法人が自主的に決定すべきものであるところ、当該法人が実施機関に交付した請求書、納品書及び見積書には当該法人の複数の口座情報が記載されており、（振替兼）支出回議書に記載された金融機関の口座情報もこれらの口座情報に含まれている。

そして、実施機関はこれらの口座に振り込むことにより当該法人に支払いを行うものである。

こうしたことから、当該法人はこれらの口座情報を内部限りにおいて管理するよりも、代金の決済の便宜を優先させ、当該口座情報が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認しているものと認められ、このような情報の管理の実態を踏まえると、相手方が千葉県であることを理由に特別に口座情報を開示したという特段の事情は認められず、当該口座情報を開示しても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと認められる。

したがって、口座情報は、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

3 請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、本件記念誌外について、本件請求に係る対象文書として特定すべきである旨主張する。

この点、本件記念誌については、実施機関に確認したところ、千葉県立中央図書館に配架されることが決まっていたことから、本件請求の対象としなかったとのことであった。

条例第18条第2項は、県の文書館、図書館その他の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものについては、条例に基づく行政文書の開示の規定は適用しない旨定めている。

そこで、当審査会が確認したところ、本件記念誌は、既に千葉県立中央図書館に配架されていることが認められたことから、現時点においては、条例第18条第2項に該当し、条例に基づく開示の規定は適用されない。

しかしながら、当審査会が本件記念誌の配架時期を確認したところ、本件記念誌が千葉県立中央図書館に配架されたのは、平成28年12月21日からであり、本件請求時（平成28年7月20日）においては、配架されていないことが認められた。

条例第18条第2項が、図書館その他施設において閲覧又は貸し出しすることができる行政文書を条例に基づく開示の規定を適用しないとした趣旨は、閲覧又は貸し出しを目的として運営される施設における閲覧・貸出制度との調整を目的としたものと解される。

したがって、本件請求時に本件記念誌が配架されていなかった本件においては、本件記念誌を本件請求に係る対象文書として特定すべきであった。

また、当審査会が確認したところ、本件記念誌を送付する際に送付状が使用されていたことが認められたことから、当該送付状についても本件請求に係る対象文書として特定すべきである。

次に、旅費に係る支出関連文書であるが、本件決定においては、実施機関の職員がセンターの30周年記念式典の会場に出張した際の旅費に関する文書（本件対象文書9）が特定されている。

当審査会が事務局職員をして確認したところ、職員の旅費に関しては、総務ワークステーションが電子システム上で県庁全体のデータを一括管理していることから、実施機関において保有しているものは、本件対象文書9のみであると認められる。

ところで、センターの三十周年記念式典では、祝賀会が開催されているが、同式典の主催者は実施機関の職員で構成されている三十周年記念行事实行委員会であり、当日の参加者も100名を超える大規模なものであることからすると、祝賀会の飲食費については、平成28年12月26日付け千葉県職員措置請求の監査結果において公費での支出は認められなかったものの、支出関係書類は当然存在すべきものと考えられるが、当審査会においてはその存在を確認することはできなかった。

以上のことから、実施機関は、本件記念誌及び本件記念誌の送付状について、開示決定等をすべきである。

4 審査請求人の主張について

その他、審査請求人は、種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきであり、本件記念誌及び本件記念誌の送付状について開示決定等をすべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

6 附言

本件においては、本来作成されてしかるべき三十周年記念式典に関する参加者や収支等の報告書が存在しないなど、実施機関の行政文書の作成及び保管についての不備が顕著である。

行政文書の適正な管理は、情報公開制度の根幹をなすものであることから、今後、実施機関においては、行政文書の作成及び保管を適切に行うなど、適正な対応に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月12日	諮問書及び弁明書の写しの受理
平成28年10月26日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成29年12月18日	審議
平成30年 1月29日	審議
平成30年 3月26日	審議
平成30年 4月23日	審議
平成30年 5月28日	審議
平成30年 6月25日	審議

別表

対象文書	開示すべき情報
本件対象文書 2	本件名簿 1 中、 公務員等である招待者の「職名」、「氏名」、「勤務先の名称」、 「勤務先の所在地」及び「勤務先の所在地の郵便番号」並びに 本件記念誌に掲載されている招待者の「氏名」並びに「その他抽 象的な情報」
本件対象文書 3	本件名簿 2 中、 公務員等である招待者の「職名」、「氏名」、「勤務先の名称」、 「勤務先の所在地」及び「勤務先の所在地の郵便番号」並びに 本件記念誌に掲載されている招待者の「氏名」並びに「その他抽 象的な情報」
本件対象文書 4	本件名簿 3 中、 公務員等である招待者の「職名」、「氏名」、「勤務先の名称」、 「勤務先の所在地」及び「勤務先の所在地の郵便番号」並びに 本件記念誌に掲載されている招待者の「氏名」及び「記念式典、 報告会、講演会及び祝賀会への出席の有無」並びに 上記以外の招待者の「記念式典、報告会、講演会及び祝賀会への 出席の有無」、「写真の提供の有無」及び「入金の有無」並びに 全ての欄の「その他抽象的な情報」 祝賀会座席表中、 本件記念誌に掲載されている招待者の「氏名」
本件対象文書 5	中締めを行った者の「役職」及び「氏名」並びに センターの開催したセミナーと講座の講師・パネリストの 「氏名」及び「役職」
本件対象文書 6	(振替兼) 支出回議書中、「口座情報」 平成 27 年 7 月 23 日付け請求書中、「口座情報 (口座名義人を 除く。)」

対象文書	開示すべき情報
	平成27年7月25日付け納品書中、「口座情報（口座名義人を除く。）」
本件対象文書7	（振替兼）支出回議書中、「口座情報」
	平成27年10月17日付けご請求書中、「口座情報」
	平成27年10月17日付けお見積り書中、「口座情報」
本件対象文書8	（振替兼）支出回議書中、「口座情報」
	平成28年3月30日付け請求書及び納品書中、「口座情報（口座名義人を除く。）」

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)